

社会福祉法人啓誠福祉会
特別養護老人ホームさくら 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人啓誠福祉会が開設する特別養護老人ホームさくら（以下「事業所」という。）が行う介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「事業」という。）は、基準に従い要介護状態の入所者が、可能な限りその施設において、残された能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等・日常生活の世話及び機能訓練を行い入所者の心身の機能の維持を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、入所者に対し健全な環境のもと、高度な技術と資質を有する介護職員による処遇及び日常生活の提供と、入所者の意思及び人格を尊重した施設サービス計画により適切なサービスの提供を図る。

2 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村・その他の保健医療サービス・その他の福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームさくら
- (2) 所在地 福島県田村郡小野町大字小野新町字団子田 36 番地 1

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者(施設長) 1 名
管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、入所者に対して、満足の行くサービスの提供を図る。
- (2) 医師 1 名（非常勤）
嘱託医が週 1 回来所し、入所者の健康管理及び健康相談業務を行う。
- (3) 生活相談員 1 名以上
入所者及びその家族との連絡調整及び介護職員に対する技術指導等を行うと共に入所者の相談業務を行う。
- (4) 介護支援専門員 1 名以上
入所者からの相談に応じ、本人や家族の意向等を基に、施設サービスを適切に利用できるよう施設サービス計画を作成するとともに関係機関との連絡調整を行う。

- (5) 看護職員 1 名以上
医師の指示のもと入所者の健康管理及び生活介護を行う。
- (6) 介護職員 10 名以上
入所者の日常生活の介護、相談及び援助の業務を行う。
- (7) 栄養士 1 名以上
入所者個別の栄養指導及び栄養管理を行う。
- (8) 機能訓練指導員 1 名以上
入所者の機能訓練を行い、介護職員に対する指導を行う。
- (9) 調理員 適当数（委託業者）
入所者の嗜好、体調に合わせた調理業務を行う。
- (10) 事務員 適当数
施設の庶務及び会計事務を行う。

（職員の勤務体制）

第 5 条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

- 2 施設長は毎月の勤務割表を、その前月の 25 日までに策定のうえ、職員に周知するものとする。
- 3 施設長は業務に支障のない範囲で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

（入所定員）

第 6 条 入所定員は次のとおりとする。

入所定員・・・・・・29 名

（事業内容及び利用料その他の費用の額）

第 7 条 事業内容は、次のとおりとし、指定サービスを提供した場合の利用料の額は、居住費・食費を除き、厚生労働大臣が別に定める基準によるものとし、利用料及びその他の費用については、施設内に掲示するものとする。

2 施設サービス計画

- (1) 施設サービス計画の作成開始に当たっては、サービス内容、利用料の情報を適正に入所者及びその家族に対して説明し、入所者及びその家族にサービスの選択をもとめる。
- (2) 施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、心身の状況、希望、及びその置かれている環境を踏まえて、利用開始前から終了までサービスの目標、具体的なサービス内容を記載した計画とし、入所者が自立した日常生活を送るための施設サービス計画とする。

3 介護

介護に当たっては、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実を図るため適切な技術をもって次の各号について行う。

- (1) 一週間に二回以上適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- (2) おむつをせざる得ない入所者には、おむつを随時に適切に取替える。
- (3) その他入所者に対し、着替え、整容、その他日常生活上の世話等を適切に行う。
- (4) 介護に当たっては、事業所の看護職員、介護職員全員で行う。
- (5) 当事業所の介護職員以外に、入所者が直接負担にする介護員は置かない。

4 身体拘束について

施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。

ただし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録するものとする。

5 居室の提供

居室の提供においては、1人部屋、4人部屋、それぞれの種類の部屋をご利用いただき、快適に日常生活を営むことができるよう居住環境に配慮する。

6 食事の提供

入所者の食事の提供は、入所者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行い、その者の自立の支援に配慮し、離床を行い食堂にて行う等環境に配慮するものとする。

7 機能訓練

入所者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のため、機能訓練指導員等による機能訓練を行う。

8 健康管理

医師による入所者の健康管理を行い、日常生活の充実を図る。

9 相談援助

常に、入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談、援助を積極的に行う。

10 その他のサービス

その他のサービスとして、各種クラブ活動、余暇活動、レクリエーション、季節に合わせた行事等を行い入所者の精神の安定を図る。

11 利用料

利用料個人負担の額は、厚生労働大臣が定める基準による介護報酬のうち、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

12 その他の費用

別に掲げる費用を入所者から受け取ることができる。

- 13 施設長は、あらかじめ入所申込者又は身元引受人（家族等）に対し、この運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の入所申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して、懇切丁寧に説明を行い、施設サービスの開始について入所者の同意を得るものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第8条 サービス利用に当たっての留意事項は次の各号による。

- （1）入所者が病院等に入院された場合「契約書(重要事項説明書)」による。
- （2）基本的に、他の入所者に暴力行為等、迷惑をかける行為があった場合には、退所していただく場合もある。
- （3）入所者のサービス料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われないときには退所していただく場合もある。

（緊急時における対応方法）

第9条 事業所の職員は、事業実施中に入所者に急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医の診察を受けると同時に家族へ連絡する等の措置を講ずるとともに、長に報告しなければならない。

2 その他事業を実施中に、緊急事態が生じた場合は、事業所の緊急時対応マニュアルにより速やかに対応する。

（事故発生時の対応）

第10条 事業所は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 非常災害対策については、大規模災害マニュアル（火災、風水害、地震、津波その他の災害）を作成し、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、その設備の定期点検及び避難訓練等を行う。

2 非常災害に備えて具体的な計画を作成し、防火管理者または非常災害についての責任者を定めるものとする。

3 消防設備点検は、年 2 回実施する。

4 避難訓練は、消防計画により毎月行い、そのうち夜間避難訓練は 2 回実施する。

施設は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を毎月 1 回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(苦情処理)

第14条 事業所は、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

(1) 施設では、虐待防止・身体拘束廃止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

(2) 委員会では、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見人制度の利用支援などを行う。

(3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに委員会にて協議し、その内容について、職員へ周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(重要事項の掲示)

第16条 事業所は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。なお、職員の勤務体制は、職員就業規則のとおりとする。

(その他運営についての重要事項)

第17条 事業を実施するに当たり、介護職員等の資質の向上を図るため、事業所の研修内容に沿って、研修を実施するとともに、社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員等の資格取得を推奨するとともに次の各号に掲げることについてこれを行う。

(1) サービスの自己評価

入所者のニーズに適切に応え、満足のいくサービスを提供するため、サービスの自己評価を実施し、常に職員の資質の向上を図る。

(2) 地域等との連携

事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力行う等、地域との交流を図る。

(3) ボランティアの受入れ

地域住民、学生、職場等のボランティアの活動を積極的に受入れ交流し、入所者の地域参加を促す。

(4) 業務上の秘密保持

当該事業所の職員等は、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持するとともに、当該事業所の職員で無くなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記するものとする。

(法令との関係)

第 18 条 この規程に定めのない事項については、福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 28 日福島県条例第 81 号）、福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 28 日福島県条例第 76 号）福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月 29 日福島県条例第 39 号）その他関連法令の定めるところによる。

(その他)

第 19 条 この規程に定める事項のほか、入所者に説明する重要事項説明書及び施設の運営に関する重要事項は、法人理事会で定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 8 月 17 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。